

令和6年1月5日

## 令和6年能登半島地震による被災者のみなさまに対する「ご融資等相談窓口」 の設置および「特別融資」取扱い開始のご案内について

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

東日本信用漁業協同組合連合会（理事長：関 義文）は、お客さまの資金繰り等に関するご相談にお応えするため、下記のとおり「ご融資相談窓口」を設置および「特別融資」の取扱いを開始いたしますのでご融資等相談窓口にご相談ください。

### 記

#### 1. 相談窓口について

##### (1) 対象となるお客さま

令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域内で被害を受けられた漁業者等で法人・個人の方

##### (2) ご相談内容

新規融資及び既往融資の返済等に関するご相談

※住宅ローンや生活関連資金につきましては、罹災（被災）証明書を提出していただくことで、融資実行手数料および条件変更手数料は免除いたします。

##### (3) 受付時間

平日 9：00～15：00（電話での受付は17：00まで）

##### (4) ご融資等相談窓口

支店名	電話番号
新潟支店	025-241-7291
富山支店	076-441-3528
石川支店	076-234-8821
福井支店	0776-21-6080

## 2. 特別融資について

資金名	令和6年能登半島地震JFマリンバンク災害緊急資金
ご利用頂ける方	令和6年能登半島地震により災害救助法適用地域内で被害を受けた漁業者等（法人・個人）
資金用途	漁業経営の維持や再開にかかる運転資金（短期・長期）
借入限度額	原則として、短期資金・長期資金合算で600万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	短期資金：1年以内 長期資金：10年以内（据置期間：3年以内）
借入金利	短期資金：固定金利0.50% 長期資金：固定金利0.50% 農林中央金庫より5年間0.50%の利子助成が受けられ、 <b>実質無利子</b> となります。
担保	原則不要とします。
保証	原則として漁業信用基金協会の保証を付します。 保証料は別途必要となります。
その他	取扱期間：令和7年3月31日融資実行分までとします。

※当連合会所定の審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございます。あらかじめご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

本店 事業企画部

TEL：03-3458-3864